

商品概要説明書

住宅つなぎローン（基金協会保証型）

（2020年4月1日現在）

商品名	住宅つなぎローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○住宅つなぎローン対象資金の融資決定（保証承諾）を受けられた方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○住宅つなぎローン対象資金が貸付実行されるまでのつなぎ資金とします。
借入金額	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、住宅つなぎローン対象資金の保証承諾額または融資決定額を上限とします。
借入期間	○1年以内とします。
借入利率	○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○最終期日に一括返済していただきます。
担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定留保させていただきます。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.95% です。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。

	<p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <p>天神弁護士センター (電話：092-741-3208)</p> <p>北九州法律相談センター (電話：093-561-0360)</p> <p>久留米法律相談センター (電話：0942-30-0144)</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 筑紫